

深浦町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月3日(木) 午前11時より
2. 開催場所 深浦町役場1階「町民文化ホール」
3. 出席委員(11名)
会長 14番、西崎 哲彦
委員 2番、島 成人 4番、村山 勝彦 6番、平澤 忠彦
 7番、吉田 政志 8番、上田 茂子 9番、角谷 喜春
 10番、松沢 忠男 11番、前田 正彦 12番、岩谷 敬一郎
 13番、堀内 竹一
4. 欠席委員(3名) 1番、新岡 一樹 3番、工藤 雅夫 5番、奈良 玲子
5. 議事録署名者の選任 2番、島 成人 4番、村山 勝彦
6. 議案審議

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)

議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく通知書の受理について

報告第2号 農地法第4条の規定に基づく許可処分の取消しについて

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	黒滝 秀晴
次長	福沢 久弥
主査	小山 裕輔

8. その他

9. 会議の概要

事務局 皆様お疲れ様でございます。
定刻となりましたので、農業委員会総会を開会します。会長より挨拶をお願いし

ます。

西崎会長 今年度最後の総会となりました。更に局長は最後の総会となります。今日の案件は議案が4件、報告事項が2件となっておりますけど皆さんの審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 ここで、欠席委員の報告をいたします。
議席番号1番、新岡一樹委員、3番、工藤雅夫委員、5番、奈良玲子委員については、欠席となっております。

ただ今の出席委員は、14名中11名で、深浦町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、同規則第4条の規定により、議長は会長が務める事となっておりますので、以降の議事の進行は西崎会長にお願いいたします。

西崎議長 これより議事に入ります。
まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
深浦町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名する事にご異議ありませんか。

一 同 「異議なしの声」あり

西崎議長 議事録署名委員は「議席番号委員、2番、島成人委員、4番、村山勝彦委員」にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、小山主査を指名します。

それでは議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたしますが、議席番号9番 角谷喜春委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願ひます。

(角谷委員退場)

西崎議長 それでは議案第1号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 番号1については、原案のとおり可決しました。
それでは角谷委員の入場を求めます。

(角谷委員入場)

西崎議長 角谷委員に報告します。議案第1号 番号1については原案のとおり可決されたので報告します。
次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。
議案第2号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第2号番号1について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 番号1については、原案のとおり可決しました。
次に議案第2号 番号2について事務局より説明を求めます。

事務局 (番号2について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 番号2については、原案のとおり可決しました。

次に議案第2号 番号3について事務局より説明を求めます。

事務局 (番号3について説明)

西崎議長 ここは漁協に通じる道路だと思うのですが、残土を運び入れたりする際に道路に泥が落ちて汚れるのではないかと。道路を利用する人達は嫌だと思う。その辺はどうなっているのか。意見書でもつけて貰った方がいいのではないかと。

一時会議を中断します。

(暫時休憩)

西崎議長 会議を開催します。
これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

吉田委員 泥を片付ける条件をつけて許可するとか、作業計画書を提出して貰うとかすればいいのではないかと思います。

事務局 事業者にそのように伝えます。

西崎議長 他に何かご意見ございませんでしょうか。

一同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第2号 番号3について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 番号3については、原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)」を議題といたしますが、議席番号9番 角谷喜春委員が、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(角谷委員退場)

西崎議長 それでは議案第1号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局 (議案第3号番号1について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号番号1については、原案のとおり可決しました。
それでは角谷委員の入場を求めます。

(角谷委員入場)

角谷委員に報告します議案第3号 番号1については、原案のとおり可決されたので報告します。

次に、番号2について事務局より説明を求めます。

事務局 (番号2について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 番号2については、原案のとおり可決しました。

次に番号3～7についてですが、議席番号6番 平澤忠彦委員が農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(平澤委員退場)

西崎議長 それでは議案第3号 番号3～7について事務局より説明を求めます。

事務局 (番号3～7について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号 番号3～7について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 番号番号3～7については、原案のとおり可決しました。
それでは、平澤委員の入場を求めます。

(平澤委員入場)

西崎議長 平澤委員に報告します。議案第3号 番号3～7については、原案のとおり可決されましたので報告します。

次に番号8についてですが、議席番号11番 前田正彦委員が農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けますので一時退場願います。

(前田委員退場)

西崎議長 それでは議案第3号 番号8について事務局より説明を求めます。

事務局 (番号8について説明)

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問ございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第3号 番号8について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 番号番号8については、原案のとおり可決しました。
それでは、前田委員の入場を求めます。

(前田委員入場)

前田委員に報告します。議案第3号 番号8については、原案のとおり可決されましたので報告します。

次に議案第4号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。

議案第4号 番号1について事務局より説明を求めます。

事務局 （議案第4号 番号1について説明）

西崎議長 これより質疑に入ります。ただ今の件について、何かご質問はございませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ないようですので、質疑を終結いたします。それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

一 同 「なしの声」あり

西崎議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 番号1については、原案のとおり可決しました。

西崎議長 以上で、本日の議案審議はすべて終了しました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」事務局より報告があります。

事務局 （報告第1号について説明）

西崎議長 次に、報告第2号「農地法第4条の規定の基づく許可処分の取消しについて」事務局より報告があります。

事務局 （報告第2号について説明）

西崎議長 最後に、「その他諸般の報告」について事務局から説明があります。

事務局 「その他諸般の報告」について説明

事務局長 4月の総会の開催日程等についてですが4月8日（金）を予定しております。開催時間ですが4月になれば農家も忙しくなってくると思うのですが午前と午後どちらが良いですか。トマトもまだですよ。10時からでよろしいでしょうか。

一 同 「はい」

事務局長 それでは4月8日（金）10時からよろしくお願い致します。その他の4について担当から説明があります。

事務局 諸般の報告4について説明

西崎議長 以上を持ちまして「令和3年第3回（6月）総会」を閉会します。皆様お疲れ様
でした。

閉会 午前 11時 50分

上記のとおり相違ないことを署名する。

令和4年3月3日

議 長 西崎 哲彦

議事録署名者

2番 島 成人

4番 村山 勝彦